

奈良県告示第二百九十四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十九条の規定により、令和六年一月一日付けをもって次のとおり漁業権の免許をした。

令和六年一月五日

奈良県知事 山下 真

別紙のとおり

漁業免許の内容の事前決定の公示番号	免許番号	漁業権者の住所、名称及び代表者の氏名	漁業種類	漁場の位置及び区域	漁業時期	存続期間	個別漁業権又は団体漁業権の別
奈内共第1号	奈内共第1号	吉野郡十津川村重里 十津川村漁業協同組合 代表者 乾敏志	第五種共同漁業	令和5年9月奈良県告示第213号による公示内容のとおり	令和5年9月奈良県告示第213号による公示内容のとおり	令和6年1月1日から令和15年12月31日まで	令和5年9月奈良県告示第213号による公示内容のとおり
奈内共第2号	奈内共第2号	同上	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共第3号	奈内共第3号	五條市今井1丁目 五條市漁業協同組合 代表者 辰巳弘幸	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共第4号	奈内共第4号	吉野郡天川村沢谷 天川村漁業協同組合 代表者 小川彰信	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共第5号	奈内共第5号	同上	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共第6号	奈内共第6号	吉野郡下北山村上池原 下北山村漁業協同組合 代表者 中村博文	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共第7号	奈内共第7号	同上	同上	同上	同上	同上	同上

(次頁に続く。)

奈内共 第8号	奈内共 第8号	吉野郡上北山村河 合 上北山村漁業協同 組合 代表者 中崎和徳 ほか1組合	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第9号	奈内共 第9号	同上	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第10号	奈内共 第10号	同上	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第11号	奈内共 第11号	吉野郡野迫川村北 股 野迫川村漁業協同 組合 代表者 津田一馬	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第12号	奈内共 第12号	同上	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第13号	奈内共 第13号	同上	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第14号	奈内共 第14号	五條市今井1丁目 五條市漁業協同組 合 代表者 辰巳弘幸	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第15号	奈内共 第15号	同上	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第16号	奈内共 第16号	吉野郡吉野町飯貝 吉野漁業協同組合 代表者 西田律	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第17号	奈内共 第17号	同上	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第18号	奈内共 第18号	吉野郡川上村迫 川上村漁業協同組 合 代表者 堀谷正吾	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第19号	奈内共 第19号	同上	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第20号	奈内共 第20号	同上	同上	同上	同上	同上	同上

(次頁に続く。)

奈内共 第21号	奈内共 第21号	同上	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第22号	奈内共 第22号	同上	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第23号	奈内共 第23号	同上	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第24号	奈内共 第24号	同上	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第25号	奈内共 第25号	吉野郡黒滝村中戸 黒滝川漁業協同組 合 代表者 辻本勝司	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第26号	奈内共 第26号	吉野郡吉野町河原 屋 津風呂湖漁業協同 組合 代表者 辻本茂	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第27号	奈内共 第27号	同上	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第28号	奈内共 第28号	吉野郡東吉野村小 東吉野村漁業協同 組合 代表者 中平敬美	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第29号	奈内共 第29号	山辺郡山添村大西 波多野漁業協同組 合 代表者 井久保好 信 ほか2組合	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第30号	奈内共 第30号	同上	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第31号	奈内共 第31号	山辺郡山添村大西 波多野漁業協同組 合 代表者 井久保好 信	同上	同上	同上	同上	同上

(次頁に続く。)

奈内共 第32号	奈内共 第32号	宇陀郡御杖村菅野 御杖村漁業協同組 合 代表者 植山勇治	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第33号	奈内共 第33号	山辺郡山添村桐山 布目川漁業協同組 合 代表者 今西禎志 郎	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第34号	奈内共 第34号	同上	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第35号	奈内共 第35号	山辺郡山添村大西 豊里漁業協同組合 代表者 久保敏文	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第36号	奈内共 第36号	宇陀市室生大野 室生漁業協同組合 代表者 新森孝男	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第37号	奈内共 第37号	宇陀市室生大野 室生漁業協同組合 代表者 新森孝男 ほか1組合	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第38号	奈内共 第38号	宇陀郡曾爾村今井 曾爾村漁業協同組 合 代表者 河合績	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第39号	奈内共 第39号	宇陀郡御杖村菅野 御杖村漁業協同組 合 代表者 植山勇治	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第40号	奈内共 第40号	磯城郡川西町唐院 大和川水域河川漁 業協同組合 代表者 大植正	同上	同上	同上	同上	同上
奈内共 第41号	奈内共 第41号	天理市和爾町 白川溜池漁業協同 組合 代表者 東口義巳	同上	同上	同上	同上	同上

(次頁に続く。)

奈内区 第1号	奈内区 第1号	生駒市高山町 北倭土地改良区 理事長 尾山一郎	第二種区 画漁業	同上	同上	令和6年 1月1日 から令和 10年12月 31日まで	同上
------------	------------	-------------------------------	-------------	----	----	---	----

奈良県告示第二百十三号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定により、内水面漁場計画を定めたので、同条第二項において準用する同法第六十四条第六項の規定により公示する。

令和五年九月十二日

奈良県知事 山下 真

第一 内水面漁場計画の内容

一 河川

1 奈内共第一号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	あまご漁業	右 同
右 同	うなぎ漁業	右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡十津川村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間
の熊野川の本流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡十津川村大字七色三八二番地の奈良県と和歌山県との境

界と熊野川右岸との接点

基点第二号 吉野郡十津川村大字七色四二五番地の奈良県と和歌山県との境

界と熊野川左岸との接点

基点第三号 五條市大塔町清水一九〇番地の五條市と十津川村との境界と熊

野川右岸との接点

基点第四号 五條市大塔町清水一六二番地の五條市と十津川村との境界と熊野川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡十津川村

2 奈内共第二号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

右 同	漁業種類	漁業の名称	漁業時期
右 同	第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	ふな漁業		

(二) 漁場の位置

吉野郡十津川村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の中の熊野川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の西川、上湯川、柏谷との合流点から上流の山手川、基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の芦廼瀬川、基点第九号と基点第十号を結ぶ線から上流の滝川、基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線から上流の神納川及び基点第十三号と基点第十四号を結ぶ線から上流の旭川の区域を除く。）の区域

基点第一号 吉野郡十津川村大字桑畑一の八番地の二津野ダムの堰堤の下流端と熊野川右岸との接点

基点第二号 吉野郡十津川村大字山手谷三六六の一番地の二津野ダムの堰堤の下流端と熊野川左岸との接点

基点第三号 吉野郡十津川村大字宇宮原一二番地の小休場橋の右岸下流基柱と熊野川右岸との接点

基点第四号 吉野郡十津川村大字宇宮原八六六の三番地の小休場橋の左岸下流基柱と熊野川左岸との接点

- 基点第五号 吉野郡十津川村大字桑畑の出合橋の右岸下流基柱と西川右岸との接点
- 基点第六号 吉野郡十津川村大字平谷の出合橋の左岸下流基柱と西川左岸との接点
- 基点第七号 吉野郡十津川村大字小原の芦廼瀬橋の右岸下流基柱と芦廼瀬川右岸との接点
- 基点第八号 吉野郡十津川村大字折立の芦廼瀬橋の左岸下流基柱と芦廼瀬川左岸との接点
- 基点第九号 吉野郡十津川村大字風屋の花園橋の右岸下流基柱と滝川右岸との接点
- 基点第十号 吉野郡十津川村大字滝川の花園橋の左岸下流基柱と滝川左岸との接点
- 基点第十一号 吉野郡十津川村大字内野五二八番地の藤原橋の右岸下流基柱と神納川右岸との接点
- 基点第十二号 吉野郡十津川村大字山天五九番地の藤原橋の左岸下流基柱と神納川左岸との接点
- 基点第十三号 吉野郡十津川村大字宇宮原の旭橋の右岸下流基柱と旭川右岸との接点
- 基点第十四号 吉野郡十津川村大字旭の旭橋の左岸下流基柱と旭川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡十津川村

3 奈内共第三号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あまご漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

五條市及び吉野郡十津川村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との熊野川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の川原樋川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の中原川の区域を除く。）の区域

基点第一号 五條市大塔町清水一九〇番地の五條市と十津川村との境界と熊

野川右岸との接点

基点第二号 五條市大塔町清水一六二番地の五條市と十津川村との境界と熊

野川左岸との接点

基点第三号 吉野郡天川村大字塩谷一七番地の二の天川村と五條市との境界

と熊野川右岸との接点

基点第四号 吉野郡天川村大字塩谷五一八番地の二の天川村と五條市との境

界と熊野川左岸との接点

基点第五号 吉野郡野迫川村大字立里字向井山二二五番地の野迫川村と五條

市との境界と川原樋川右岸との接点

基点第六号 吉野郡野迫川村大字中津川字イカタメ三二二番地の野迫川村と

五條市との境界と川原樋川左岸との接点

基点第七号 吉野郡野迫川村大字今井字タノヲミチシタ三六一番地の一の野

迫川村と五條市との境界と中原川右岸との接点

基点第八号 吉野郡野迫川村大字今井字チヨガハタ一番地の野迫川村と五條

市との境界と中原川左岸との接点

(四) 関係地区

五條市

4 奈内共第四号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

右 同	右 同	右 同
いわな漁業	うなぎ漁業	あまご漁業
右 同	右 同	右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡天川村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の熊野川の本流及び支

流の区域

基点第一号 吉野郡天川村大字塩谷一七番地の二の天川村と五條市との境界

と熊野川右岸との接点

基点第二号 吉野郡天川村大字塩谷五一八番地の二の天川村と五條市との境

界と熊野川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡天川村

5 奈内共第五号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

第五種共同漁業	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期
にじます漁業			一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡天川村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の熊野川の本流及び支

流（基点第三号と基点第四号を結ぶ線から上流の川迫川の区域を除く。）の区

域

基点第一号 吉野郡天川村大字九尾四八三番地の九尾ダムの堰堤の下流端と

熊野川右岸との接点

基点第二号 吉野郡天川村大字九尾四一四番地の九尾ダムの堰堤の下流端と

熊野川左岸との接点

基点第三号 吉野郡天川村大字北角一五二番地の六の川迫ダムの堰堤の下流

端と熊野川右岸との接点

基点第四号 吉野郡天川村大字北角一五五番地の五の川迫ダムの堰堤の下流

端と熊野川右岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡天川村

6 奈内共第六号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	あまぎ漁業	右 同
右 同	うなぎ漁業	右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡下北山村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との北山川の本流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡下北山村大字下桑原字川口ノ下モ七九九番地の奈良県と

和歌山県との境界と七色ダム右岸との接点

基点第二号 吉野郡下北山村大字下桑原字コヤナセ八〇四番地の奈良県と三

重点との境界と七色ダム左岸との接点

基点第三号 吉野郡下北山村大字上池原一一八番地の国道一六九号線と北山

川右岸との接点

基点第四号 吉野郡下北山村大字上池原一七一番地の国道一六九号線と北山

川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡下北山村

7 奈内共第七号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	ふな漁業	右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡下北山村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間、北山川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の西の川の区域を除く。）の区域

基点第一号 吉野郡下北山村大字下桑原字川口ノ下モ七九九番地の奈良県と

和歌山県との境界と七色ダム右岸との接点

基点第二号 吉野郡下北山村大字下桑原字コヤナセ八〇四番地の奈良県と三

重県との境界と七色ダム左岸との接点

基点第三号 吉野郡下北山村大字下桑原一〇九七番地の大小井橋の右岸下流

基柱と七色ダム（北山川）右岸との接点

基点第四号 吉野郡下北山村大字下桑原一一四二番地の大小井橋の左岸下流

基柱と七色ダム（北山川）左岸との接点

基点第五号 吉野郡下北山村大字下桑原七六三番地の三の下北山村鮎苗採捕
 施設の梁設置基盤と西の川右岸との接点

基点第六号 吉野郡下北山村大字下桑原九九四番地の二の下北山村鮎苗採捕
 施設の梁設置基盤と西の川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡下北山村

8 奈内共第八号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	うなぎ漁業	右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡下北山村及び上北山村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の北山川の本流及び支流（基点第三号と基点第四号を結ぶ線から上流の備後川、三重県側の備後川支流及び基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の東の川の区域を除く。）の

区域

基点第一号 吉野郡下北山村大字上池原字惣谷八〇三番地の池原ダムの堰堤
 の下流端と北山川右岸との接点

基点第二号 吉野郡下北山村大字下池原字柏の木九〇番地の池原ダムの堰堤
 の下流端と北山川左岸との接点

基点第三号 吉野郡上北山村大字河合字塔谷四八二番地の四の奈良県と三重
 県との境界と備後川右岸との接点

基点第四号 基点第三号から二七〇度の線と備後川左岸との交点

基点第五号 吉野郡上北山村大字小椽字ヌケ谷六一二番地の二の坂本ダムの

堰堤の下流端と東の川右岸との接点

基点第六号 吉野郡上北山村大字河合字浦田和四八九番地の二の坂本ダムの堰堤の下流端と東の川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡下北山村及び上北山村

9 奈内共第九号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あまご漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡下北山村及び上北山村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の北山川の本流及び支流（基点第三号と基点第四号を結ぶ線から上流の備後川、三重県側の備後川支流及び基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の古川の区域を除く。）の区域

基点第一号 吉野郡下北山村大字上池原字惣谷八〇三番地の池原ダムの堰堤の下流端と北山川右岸との接点

基点第二号 吉野郡下北山村大字下池原字柏の木九〇番地の池原ダムの堰堤の下流端と北山川左岸との接点

基点第三号 吉野郡上北山村大字河合字塔谷四八二番地の四の奈良県と三重県との境界と備後川右岸との接点

基点第四号 基点第三号から二七〇度の線と備後川左岸との交点

基点第五号 吉野郡上北山村大字白川字ナゴセ八六九番地の一の奈良県と三重県との境界と古川右岸との接点

基点第六号 吉野郡上北山村大字河合字ゴミキ四八一番地の一の奈良県と三重県との境界と古川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡下北山村及び上北山村

10 奈内共第十号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	ふな漁業	右 同
右 同	にじます漁業	右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡下北山村及び上北山村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線と基点第三号と基点第四号を結ぶ線との北山川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の備後川、三重県側の備後川支流、基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の東の川、基点第九号と基点第十号を結ぶ線から上流の前鬼川及び明芽谷との合流点から上流の白川又川の区域を除く。）の区域

基点第一号 吉野郡下北山村大字上池原字惣谷八〇三番地の池原ダムの堰堤の下流端と北山川右岸との接点

基点第二号 吉野郡下北山村大字下池原字柏の木九〇番地の池原ダムの堰堤の下流端と北山川左岸との接点

基点第三号 吉野郡上北山村大字河合の北山大橋の右岸下流基柱と北山川右岸との接点

基点第四号 吉野郡上北山村大字河合の北山大橋の左岸下流基柱と北山川左岸との接点

基点第五号 吉野郡上北山村大字河合字成谷四八八番地の奥備後橋の右岸下

流基柱と備後川右岸との接点

基点第六号 三重県熊野市五郷町字オシゴヤ〇七〇三一〇六八番地の奥備後

橋の左岸下流基柱と備後川左岸との接点

基点第七号 吉野郡上北山村大字小椽字ヌケ谷六一二番地の二の坂本ダムの

堰堤の下流端と東の川右岸との接点

基点第八号 吉野郡上北山村大字河合字浦田和四八九番地の二の坂本ダムの

堰堤の下流端と東の川左岸との接点

基点第九号 吉野郡下北山村大字前鬼の不動七重滝の約一キロメートル下流

の前鬼遊歩道の吊り橋の右岸下流基柱と前鬼川右岸との接点

基点第十号 吉野郡下北山村大字前鬼の不動七重滝の約一キロメートル下流

の前鬼遊歩道の吊り橋の左岸下流基柱と前鬼川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡下北山村及び上北山村

11 奈内共第十一号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あまぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡野迫川村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の川原樋川の本流及び

支流の区域

基点第一号 吉野郡野迫川村大字立里字向井山二二五番地の野迫川村と五條

市との境界と川原樋川右岸との接点

基点第二号 吉野郡野迫川村大字中津川字イカタメ三三二番地の野迫川村と

五條市との境界と川原樋川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡野迫川村

12 奈内共第十二号

- (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	にじます漁業	一月一日から十二月三十一日まで

- (二) 漁場の位置

吉野郡野迫川村

- (三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の川原樋川の本流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡野迫川村大字北今西九五番地の大股橋の右岸上流基柱と川原樋川右岸との接点

基点第二号 吉野郡野迫川村大字北今西二七〇番地の大股橋の左岸上流基柱と川原樋川左岸との接点

基点第三号 吉野郡野迫川村大字北今西七九一番地の（林道土谷平線）の橋梁の右岸下流基柱と川原樋川右岸との接点

基点第四号 吉野郡野迫川村大字北今西四三三番地の（林道土谷平線）の橋梁の左岸下流基柱と川原樋川左岸との接点

- (四) 関係地区

吉野郡野迫川村

13 奈内共第十三号

- (一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あまご漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡野迫川村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の中原川の本流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡野迫川村大字今井字タノヲミチシタ三六一番地の一の野迫川村と五條市との境界と中原川右岸との接点

基点第二号 吉野郡野迫川村大字今井字チヨガハタ一番地の野迫川村と五條市との境界と中原川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡野迫川村

14 奈内共第十四号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

五條市

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間、紀の川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の丹生川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の古田川の区域を除く。）の区域

基点第一号 五條市相谷町六三四番地の一の奈良県と和歌山県との境界と紀の川右岸との接点

基点第二号 五條市火打町一七番地の奈良県と和歌山県との境界と紀の川左岸との接点

基点第三号 吉野郡大淀町大字佐名伝五九一番地の大淀町と五條市との境界

と紀の川右岸との接点

基点第四号 吉野郡下市町大字新住一〇三二番地の下市町と五條市との境界
と紀の川左岸との接点

基点第五号 五條市西吉野町黒渕三一二番地の黒渕ダムの堰堤の下流端と丹
生川右岸との接点

基点第六号 五條市西吉野町黒渕八三五番地の黒渕ダムの堰堤の下流端と丹
生川左岸との接点

基点第七号 五條市野原町の一の木橋の右岸下流基柱と古田川右岸との接点
基点第八号 五條市西吉野町湯塩一一六五の四六番地の一の木橋の左岸下流

基柱と古田川左岸との接点

(四) 関係地区

五條市

15 奈内共第十五号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あまぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

五條市

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を
結ぶ線の間、の丹生川の本流及び支流の区域

基点第一号 五條市西吉野町黒渕三一二番地の黒渕ダムの堰堤の下流端と丹
生川右岸との接点

基点第二号 五條市西吉野町黒渕八三五番地の黒渕ダムの堰堤の下流端と丹
生川左岸との接点

基点第三号 五條市西吉野町十日市五七六番地の五條市と下市町との境界と
丹生川右岸との接点

基点第四号 五條市西吉野町十日市八七七番地の五條市と下市町との境界と
丹生川左岸との接点

(四) 関係地区

五條市

16 奈内共第十六号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	こい漁業	右 同
右 同	うなぎ漁業	右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡吉野町、大淀町及び下市町

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との間の紀の川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の津風呂川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の高見川の区域を除く。）の区域

基点第一号 吉野郡大淀町大字佐名伝五九一番地の大淀町と五條市との境界
と紀の川右岸との接点

基点第二号 吉野郡下市町大字新住一〇三二番地の下市町と五條市との境界
と紀の川左岸との接点

基点第三号 吉野郡川上村大字東川一九六〇番地の一の川上村と吉野町との
境界と紀の川右岸との接点

基点第四号 吉野郡川上村大字東川一一一六番地の川上村と吉野町との境界
と紀の川左岸との接点

基点第五号 吉野郡吉野町大字峰寺の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川右岸との接点

基点第六号 吉野郡吉野町大字河原屋の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川左岸との接点

基点第七号 吉野郡東吉野村大字中黒字系納一八番地の東吉野村と吉野町との境界と高見川右岸との接点

基点第八号 吉野郡東吉野村大字中黒字鳥井田一二三三番地の東吉野村と吉野町との境界と高見川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡吉野町（大字色生、大字三茶屋、大字小名、大字柳、大字香東、大字山口、大字平尾、大字河原屋、大字津風呂及び大字入野を除く。）、大淀町及び下市町

17 奈内共第十七号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あまぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡下市町

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間、丹生川の本流及び支流の区域

基点第一号 五條市西吉野町十日市五七六番地の五條市と下市町との境界と丹生川右岸との接点

基点第二号 五條市西吉野町十日市八七七番地の五條市と下市町との境界と丹生川左岸との接点

基点第三号 吉野郡黒滝村大字長瀬二二番地の長瀬橋の右岸下流基柱と丹生川右岸との接点

基点第四号 吉野郡下市町大字丹生一一四番地の長瀬橋の左岸下流基柱と丹生川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡吉野町（大字色生、大字三茶屋、大字小名、大字柳、大字香東、大字山口、大字平尾、大字河原屋、大字津風呂及び大字入野を除く。）、大淀町及び下市町

18 奈内共第十八号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	あまご漁業	右 同
右 同	うなぎ漁業	右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡川上村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間を紀の川の主流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡川上村大字東川一九六〇番地の一の川上村と吉野町との境界と紀の川右岸との接点

基点第二号 吉野郡川上村大字東川一一一六番地の川上村と吉野町との境界と紀の川左岸との接点

基点第三号 吉野郡川上村大字大滝一〇六三番の二の関西電力樫尾発電所取水堰の下流端と紀の川右岸との接点

基点第四号 吉野郡川上村大字大滝盗人谷八七九番の二の関西電力樫尾発電所取水堰の下流端と紀の川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡川上村

19 奈内共第十九号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	にじます漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡川上村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の中井川の本流の区域

基点第一号 吉野郡川上村大字東川字中井の新出合橋の右岸上流基柱と中井

川右岸との接点

基点第二号 吉野郡川上村大字東川字中井の新出合橋の左岸上流基柱と中井

川左岸との接点

基点第三号 吉野郡川上村大字東川字ヲグガ谷口一四八六番地の高橋の右岸

下流基柱と中井川右岸との接点

基点第四号 吉野郡川上村大字東川字サル谷一一六五番地の二の高橋の左岸

下流基柱と中井川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡川上村

20 奈内共第二十号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

右 同	あまご漁業	右 同
右 同	うなぎ漁業	右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡川上村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間紀の川の本流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡川上村大字北塩谷三二三番地の大滝ダム網場のアンカー

と大滝ダム（紀の川）右岸との接点

基点第二号 吉野郡川上村大字大滝一〇〇八番地の大滝ダム網場のアンカー

と大滝ダム（紀の川）左岸との接点

基点第三号 吉野郡川上村大字北和田字長ヤミネ六五番地の五の大迫ダムの

堰堤の下流端と紀の川右岸との接点

基点第四号 吉野郡川上村大字大迫字クラガリ渡し二番地の三の大迫ダムの

堰堤の下流端と紀の川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡川上村

21 奈内共第二十一号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	にじます漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡川上村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の高原川の本流の区域

基点第一号 吉野郡川上村大字高原二四三四番地の三と高原川右岸との接点

基点第二号 吉野郡川上村大字高原一〇八九番地の通称ゼロ地点と高原川左岸との接点

基点第三号 吉野郡川上村大字高原字伝田坊二四〇〇番地付近の関西電力用

水取入口と高原川右岸との接点

基点第四号 吉野郡川上村大字高原字高橋横手一二〇九番地の一付近の関西

電力用水取入口と高原川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡川上村

22 奈内共第二十二号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	にじます漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡川上村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間を井光川の本流の区域

基点第一号 吉野郡川上村大字井光字榎平四八〇番地の一の井光橋の右岸上

流基柱と井光川右岸との接点

基点第二号 吉野郡川上村大字武木字ワンジ一二四六番地の井光橋の左岸上

流基柱と井光川左岸との接点

基点第三号 吉野郡川上村大字井光字大平五二〇番地の三八の通称ロータリ

ー橋の右岸上流基柱と井光川右岸との接点

基点第四号 吉野郡川上村大字井光字草木平五〇三番地の五七の通称ロータ

リー橋の左岸上流基柱と井光川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡川上村

23 奈内共第二十三号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	あまご漁業	右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡川上村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の紀の川の本流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡川上村大字入之波二二八番地の二と紀の川右岸との接点

基点第二号 吉野郡川上村大字入之波一七六番地の二のスロープと紀の川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡川上村

24 奈内共第二十四号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あまご漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

吉野郡川上村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の伯母谷川の本流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡川上村大字伯母谷三七二番地と伯母谷川右岸との接点の

下流端

基点第二号 吉野郡川上村大字伯母谷一九二番地と伯母谷川左岸との接点の

下流端

(四) 関係地区

吉野郡川上村

25 奈内共第二十五号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あまご漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	うなぎ漁業	右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡黒滝村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の丹生川の本流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡黒滝村大字長瀬二二番地の長瀬橋の右岸下流基柱と丹生

川右岸との接点

基点第二号 吉野郡下市町大字丹生一一四番地の長瀬橋の左岸下流基柱と丹

生川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡黒滝村

26 奈内共第二十六号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	うなぎ漁業	右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡吉野町

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線との津風呂川の本流及び支流の区域

基点第一号 吉野郡吉野町大字峰寺の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川右岸との接点

基点第二号 吉野郡吉野町大字河原屋の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川左岸との接点

基点第三号 吉野郡吉野町大字三茶屋小字大井一一二番地の吉野町と宇陀市との境界と津風呂川右岸との接点

基点第四号 吉野郡吉野町大字三茶屋小字大井一九七番地の吉野町と宇陀市との境界と津風呂川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡吉野町大字色生、大字三茶屋、大字小名、大字柳、大字香東、大字山口、大字平尾、大字河原屋、大字津風呂及び大字入野

27 奈内共第二十七号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

	第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	右 同	ふな漁業	右 同
右 同	わかさぎ漁業	右 同	

(二) 漁場の位置

吉野郡吉野町

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間津風呂川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の柳川の区域を除く。）の区域

基点第一号 吉野郡吉野町大字峰寺の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川右岸との接点

基点第二号 吉野郡吉野町大字河原屋の津風呂ダムの堰堤の下流端と津風呂川左岸との接点

基点第三号 吉野郡吉野町大字入野の橋（地藏橋より約一二〇メートル上流の橋）の右岸下流基柱と津風呂川右岸との接点

基点第四号 吉野郡吉野町大字入野の橋（地藏橋より約一二〇メートル上流の橋）の左岸下流基柱と津風呂川左岸との接点

基点第五号 吉野郡吉野町大字香東七二番地の二の香東簡易水道浄水場の橋の右岸下流基柱と柳川右岸との接点

基点第六号 吉野郡吉野町大字香東六九番地の四の香東簡易水道浄水場の橋の左岸下流基柱と柳川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡吉野町大字色生、大字三茶屋、大字小名、大字柳、大字香東、大字山口、大字平尾、大字河原屋、大字津風呂及び大字入野

28 奈内共第二十八号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

--	--	--	--

	漁業種類	漁業の名称	漁業時期
	第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右	同	あまご漁業	右 同
右	同	うなぎ漁業	右 同

(二) 漁場の位置

吉野郡東吉野村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の高見川の本流及び支

流の区域

基点第一号 吉野郡東吉野村大字中黒字系納一八番地の東吉野村と吉野町との境界と高見川右岸との接点

基点第二号 吉野郡東吉野村大字中黒字鳥井田一二三三番地の東吉野村と吉野町との境界と高見川左岸との接点

(四) 関係地区

吉野郡東吉野村

29 奈内共第二十九号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

	漁業種類	漁業の名称	漁業時期
	第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

奈良市及び山辺郡山添村並びに三重県伊賀市

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を

結ぶ線の間の名張川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の遅瀬川の区域を除く。）の区域

基点第一号 奈良市月ヶ瀬長引一番地の一の奈良県と京都府との境界と高山ダム右岸との接点

基点第二号 奈良市月ヶ瀬桃香野五三〇八番地の奈良県と京都府との境界と高山ダム左岸との接点

基点第三号 山辺郡山添村大字鶴山三三四番地の奈良県と三重県との境界と名張川右岸との接点

基点第四号 山辺郡山添村大字葛尾九四番地の奈良県と三重県との境界と名張川左岸との接点

基点第五号 山辺郡山添村大字西波多三六四の二番地の上津ダムの堰堤の下流端と遅瀬川右岸との接点

基点第六号 山辺郡山添村大字西波多七七〇の一番地の上津ダムの堰堤の下流端と遅瀬川左岸との接点

(四) 関係地区

奈良市月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬及び月ヶ瀬桃香野、山辺郡山添村大字春日、大字大西、大字菅生、大字西波多、大字遅瀬、大字中峰山、大字広代、大字中之庄、大字吉田、大字広瀬、大字鶴山、大字片平、大字葛尾、大字三ヶ谷、大字勝原、大字切幡、大字助命、大字箕輪及び大字堂前並びに三重県伊賀市治田、予野及び大滝

30 奈内共第三十号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	ふな漁業	右 同

(二) 漁場の位置

(三) 奈良市及び山辺郡山添村並びに三重県伊賀市
漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間の名張川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の遅瀬川の区域を除く。）の区域

基点第一号 奈良市月ヶ瀬長引一一番地の一の奈良県と京都府との境界と高山ダム右岸との接点

基点第二号 奈良市月ヶ瀬桃香野五三〇八番地の奈良県と京都府との境界と高山ダム左岸との接点

基点第三号 山辺郡山添村大字鶴山三三四番地の奈良県と三重県との境界と名張川右岸との接点

基点第四号 山辺郡山添村大字葛尾九四番地の奈良県と三重県との境界と名張川左岸との接点

基点第五号 山辺郡山添村大字遅瀬五一九番地のジラ前橋の右岸下流基柱と遅瀬川右岸との接点

基点第六号 山辺郡山添村大字遅瀬五〇五番地のジラ前橋の左岸下流基柱と遅瀬川左岸との接点

(四) 関係地区

奈良市月ヶ瀬石打、月ヶ瀬尾山、月ヶ瀬長引、月ヶ瀬嵩、月ヶ瀬月瀬及び月ヶ瀬桃香野、山辺郡山添村大字春日、大字大西、大字菅生、大字西波多、大字遅瀬、大字中峰山、大字広代、大字中之庄、大字吉田、大字広瀬、大字鶴山、大字片平、大字葛尾、大字三ヶ谷、大字勝原、大字切幡、大字助命、大字箕輪及び大字堂前並びに三重県伊賀市治田、予野及び大滝

31 奈内共第三十一号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで

右 同	わかさぎ漁業	右 同
右 同		右 同

(二) 漁場の位置

山辺郡山添村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間、遅瀬川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の堂前川の区域を除く。）の区域

基点第一号 山辺郡山添村大字西波多三六四の二番地の上津ダムの堰堤の下流端と遅瀬川右岸との接点

基点第二号 山辺郡山添村大字西波多七七〇の一番地の上津ダムの堰堤の下流端と遅瀬川左岸との接点

基点第三号 山辺郡山添村大字勝原一六二四の二番地の勝原橋の右岸下流基柱と遅瀬川右岸との接点

基点第四号 山辺郡山添村大字勝原一六二八の四番地の勝原橋の左岸下流基柱と遅瀬川左岸との接点

基点第五号 山辺郡山添村大字箕輪四九八の二番地の堂前橋の右岸下流基柱と堂前川右岸との接点

基点第六号 山辺郡山添村大字堂前三二三番地の堂前橋の左岸下流基柱と堂前川左岸との接点

(四) 関係地区

山辺郡山添村大字春日、大字大西、大字菅生、大字西波多、大字遅瀬、大字中峰山、大字広代、大字中之庄、大字吉田、大字広瀬、大字鶴山、大字片平、大字葛尾、大字三ヶ谷、大字勝原、大字切幡、大字助命、大字箕輪及び大字堂前

32 奈内共第三十二号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

--	--	--

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あまご漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

宇陀郡御杖村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の名張川の本流及び支流の区域

基点第一号 宇陀郡御杖村大字神末四五四三番地の奈良県と三重県との境界

と名張川右岸との接点

基点第二号 宇陀郡御杖村大字菅野三五四四番地の奈良県と三重県との境界

と名張川左岸との接点

(四) 関係地区

宇陀郡御杖村

33 奈内共第三十三号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	うなぎ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	にじます漁業	右 同
右 同	こい漁業	右 同

(二) 漁場の位置

奈良市及び山辺郡山添村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を

結ぶ線の間、布目川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の深川の区域を除く。）の区域

基点第一号 奈良市興ヶ原町の奈良県と京都府との境界と布目川右岸との接点

基点第二号 奈良市柳生下町の奈良県と京都府との境界と布目川左岸との接点

基点第三号 奈良市荻町の前川橋の右岸下流基柱と布目川右岸との接点

基点第四号 奈良市荻町の前川橋の左岸下流基柱と布目川左岸との接点

基点第五号 山辺郡山添村大字北野二七九四の二番地の大江橋の右岸下流基柱と深川右岸との接点

基点第六号 山辺郡山添村大字峰寺六三八の二番地の大江橋の左岸下流基柱と深川左岸との接点

(四)

関係地区

奈良市柳生下町、興ヶ原町、邑地町、丹生町、北野山町及び荻町並びに山辺郡山添村大字室津、大字松尾、大字的野、大字峰寺、大字桐山及び大字北野

34

奈内共第三十四号

(一)

漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	ふな漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	わかさぎ漁業	右 同

(二)

漁場の位置

奈良市及び山辺郡山添村

(三)

漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間、布目川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の深川の区域を除く。）の区域

基点第一号 奈良市丹生町二〇六一の四の布目ダムの堰堤の下流端と布目川右岸との接点

基点第二号 奈良市北野山町八五九の一の布目ダムの堰堤の下流端と布目川左岸との接点

基点第三号 山辺郡山添村大字的野一〇五の三番地の井堰（的野大橋の下にある井堰）と布目川右岸との接点

基点第四号 山辺郡山添村大字的野八二一の三番地の井堰（的野大橋の下にある井堰）と布目川左岸との接点

基点第五号 山辺郡山添村大字北野二七九四の二番地の大江橋の右岸下流基柱と深川右岸との接点

基点第六号 山辺郡山添村大字峰寺六三八の二番地の大江橋の左岸下流基柱と深川左岸との接点

(四) 関係地区

奈良市柳生下町、興ヶ原町、邑地町、丹生町、北野山町及び荻町並びに山辺郡山添村大字室津、大字松尾、大字的野、大字峰寺、大字桐山及び大字北野

35 奈内共第三十五号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	こい漁業	右 同

(二) 漁場の位置

宇陀市及び山辺郡山添村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間笠間川の本流及び支流の区域

基点第一号 山辺郡山添村大字岩屋字平セの奈良県と三重県との境界と笠間

川右岸との接点

基点第二号 山辺郡山添村大字岩屋字サカイの奈良県と三重県との境界と笠間川左岸との接点

基点第三号 宇陀市室生無山一一七の二番地の県道北野吐山線の橋脚の右岸下流基柱と笠間川右岸との接点

基点第四号 宇陀市室生無山五一の二番地の県道北野吐山線の橋脚の左岸下流基柱と笠間川左岸との接点

(四) 関係地区

宇陀市室生無山、室生多田、室生染田、室生小原、室生上笠間、室生下笠間及び室生深野並びに山辺郡山添村大字岩屋及び大字毛原

36 奈内共第三十六号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あまご漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

宇陀市

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の室生川の本流及び支流の区域

基点第一号 宇陀市室生の独立行政法人水資源機構島谷取水堰の下流端と室

生川右岸との接点

基点第二号 宇陀市室生の独立行政法人水資源機構島谷取水堰の下流端と室

生川左岸との接点

(四) 関係地区

宇陀市室生向渕、室生大野、室生三本松、室生砥取、室生瀧谷、室生西谷、室生龍口、室生黒岩、室生田口元上田口、室生田口元角川、室生下田口及び室生

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	ふな漁業	右 同
右 同	わかさぎ漁業	右 同

(二) 漁場の位置

宇陀市

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の宇陀川の本流及び支流（基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の深谷川及び基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の内牧川の区域を除く。）の区域

基点第一号 宇陀市室生大野の室生ダムの堰堤の下流端と宇陀川右岸との接点

基点第二号 宇陀市室生大野の室生ダムの堰堤の下流端と宇陀川左岸との接点

基点第三号 宇陀市榛原檜牧の高倉橋の右岸下流基柱と宇陀川右岸との接点

基点第四号 宇陀市榛原檜牧の高倉橋の左岸下流基柱と宇陀川左岸との接点

基点第五号 宇陀市室生大野一四一一の三番地の龍鎮橋の右岸下流基柱と深

谷川右岸との接点

基点第六号 宇陀市室生大野一四一一の三番地の龍鎮橋の左岸下流基柱と深

谷川左岸との接点

基点第七号 宇陀市榛原檜牧の友遊橋の右岸下流基柱と内牧川右岸との接点

基点第八号 宇陀市榛原檜牧の友遊橋の左岸下流基柱と内牧川左岸との接点

(四) 関係地区

宇陀市室生向測、室生大野、室生三本松、室生砥取、室生瀧谷、室生西谷、室生龍口、室生黒岩、室生田口元上田口、室生田口元角川、室生下田口及び室生並びに平成十七年十二月三十一日における宇陀郡榛原町

38 奈内共第三十八号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	あゆ漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	あまご漁業	右 同

(二) 漁場の位置

宇陀郡曾爾村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線間の青蓮寺川の本流及び支流の区域

基点第一号 宇陀郡曾爾村大字伊賀見一六二二番地の奈良県と三重県との境界と青蓮寺川右岸との接点

基点第二号 宇陀郡曾爾村大字伊賀見一六二〇番地の一の奈良県と三重県との境界と青蓮寺川左岸との接点

基点第三号 宇陀郡御杖村大字桃俣一二七番地の一の御杖村と曾爾村との境界と青蓮寺川右岸との接点

基点第四号 宇陀郡御杖村大字桃俣一五五番地の二の御杖村と曾爾村との境界と青蓮寺川左岸との接点

(四) 関係地区

宇陀郡曾爾村

39 奈内共第三十九号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の種類	漁業時期
第五種共同漁業	あまご漁業	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

宇陀郡御杖村

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線から上流の青蓮寺川の本流及び支流の区域

基点第一号 宇陀郡御杖村大字桃俣一二七番地の一の御杖村と曾爾村との境

界と青蓮寺川右岸との接点

基点第二号 宇陀郡御杖村大字桃俣一五五番地の二の御杖村と曾爾村との境

界と青蓮寺川左岸との接点

(四) 関係地区

宇陀郡御杖村

40 奈内共第四十号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	ふな漁業	右 同

(二) 漁場の位置

奈良市、大和郡山市、天理市、橿原市、生駒郡三郷町、斑鳩町及び安堵町、磯城郡川西町、三宅町及び田原本町並びに北葛城郡王寺町、広陵町及び河合町

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を

結ぶ線の間の大和川の本流及び支流（原川、実盛川、坂根川、葛下川、信貴川、竜田川、三代川、佐味田川、不毛田川、岡崎川、布留川北流、布留川、鳥田川、基点第五号と基点第六号を結ぶ線から上流の佐保川、珊瑚珠川、高瀬川、量川、菩提仙川、地藏院川、蟹川、秋篠川、前川放水路、基点第七号と基点第八号を結ぶ線から上流の富雄川、秋葉川、芦川、沖台川、杣川、基点第九号と基点第十号を結ぶ線から上流の曾我川、高田川、葛城川、基点第十一号と基点第十二号を結ぶ線から上流の飛鳥川、新川、基点第十三号と基点第十四号を結ぶ線から上流の寺川、十二川及びかがり川の区域を除く。）の区域

基点第一号 生駒郡三郷町立野南三丁目五二九六番地の奈良県と大阪府との境界と大和川右岸との接点

基点第二号 北葛城郡王寺町藤井七六八番二の奈良県と大阪府との境界と大和川左岸との接点

基点第三号 桜井市大字江包四九五番地の一の桜井市と田原本町との境界と大和川右岸との接点

基点第四号 桜井市大字江包四九六番地の桜井市と田原本町との境界と大和川左岸との接点

基点第五号 大和郡山市九条町一六番地の二の関西本線の鉄橋の右岸下流基柱と佐保川右岸との接点

基点第六号 奈良市杏町の関西本線の鉄橋の左岸下流基柱と佐保川左岸との接点

基点第七号 奈良市三碓町黒谷の阪奈道路の橋脚の右岸下流基柱と富雄川右岸との接点

基点第八号 奈良市三碓町黒谷の阪奈道路の橋脚の左岸下流基柱と富雄川左岸との接点

基点第九号 磯城郡三宅町大字但馬一一六番地の一の田原本線の鉄橋の右岸下流基柱と曾我川右岸との接点

基点第十号 磯城郡三宅町大字但馬一六七番地の三の田原本線の鉄橋の左岸下流基柱と曾我川左岸との接点

基点第十一号 磯城郡三宅町大字但馬三八五番地の一の田原本線の鉄橋の右岸下流基柱と飛鳥川右岸との接点

基点第十二号 磯城郡三宅町大字但馬四九六番地の一の田原本線の鉄橋の左岸下流基柱と飛鳥川左岸との接点

基点第十三号 橿原市十市町八七八番地の二の興仁橋の右岸下流基柱と寺川右岸との接点

基点第十四号 磯城郡田原本町大字多一二番地の二の興仁橋の左岸下流基柱と寺川左岸との接点

(四) 関係地区

大和郡山市西観音寺町、東岡町及び本庄町、天理市庵治町、橿原市今井町、生駒郡三郷町勢野西及び斑鳩町大字目安、磯城郡川西町大字結崎、大字唐院及び大字保田、三宅町大字伴堂及び大字屏風並びに田原本町大字八田及び大字西代並びに北葛城郡王寺町久度並びに河合町大字穴闇及び大字川合

41 奈内共第四十一号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第五種共同漁業	こい漁業	一月一日から十二月三十一日まで
右 同	ふな漁業	右 同

(二) 漁場の位置

奈良市及び天理市

(三) 漁場の区域

次に掲げる基点第一号と基点第二号を結ぶ線及び基点第三号と基点第四号を結ぶ線の間、の檜川の本流及び基点第五号と基点第六号を結ぶ線から檜川の本流までの導水路の区域

基点第一号 奈良市虚空蔵町シヤバミ三九三番地の一と檜川右岸との接点

基点第二号 奈良市高樋町扇山助市一六二二番地の一と檜川左岸との接点

基点第三号 天理市和爾町八五二番地の二と檜川右岸との接点

基点第四号 天理市和爾町八六四番地の五と檜川左岸との接点

基点第五号 天理市岩屋町五二六番地及び五二七番地にある橋の南側の地覆
と導水路右岸との接点から十メートル上流の地点と導水路右岸
との接点

基点第六号 天理市岩屋町五二六番地及び五二七番地にある橋の南側の地覆
と導水路左岸との接点から十メートル上流の地点と導水路左岸
との接点

(四) 関係地区

大和郡山市横田町、櫛枝町、石川町、白土町、中城町、発志院町及び新庄町
並びに天理市櫛本町

二 ため池

1 奈内区第一号

(一) 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

右	同	右	同
漁業種類	第二種区画漁業	漁業の名称	こい養殖業
漁業の種類	ふな養殖業	漁業の時期	一月一日から十二月三十一日まで

(二) 漁場の位置

生駒市高山町

(三) 漁場の区域

高山ため池

(四) 地元地区

生駒市高山町

(五) 個別漁業権又は団体漁業権の別

個別漁業権

第二 類似漁業権以外の漁業権

該当なし

第三 免許申請期間

令和五年九月十二日から同年十一月八日まで

第四 免許予定日

令和六年一月一日

備考

第五種共同漁業の存続期間

令和六年一月一日から令和十五年十二月三十一日まで

第二種区画漁業の存続期間

令和六年一月一日から令和十年十二月三十一日まで